

※対象の設定がないものはどなたでも。費用の記載がないものは無料です。

日＝日時 場＝会場 対＝対象 定＝定員 講＝講師・出演者 費＝費用 持＝持ち物 申＝申し込み方法 問＝問い合わせ

優良工事を表彰

☎(260)5342 契約検査課

市が発注する建設工事の施工技術のさなる向上を目的に、昨年度に完成した114件の工事から、特に優秀な工事6件、優秀な工事29件を選定し、受注者を表彰しました／**表彰された特に優秀な工事(事業者名)**▶令和6年度公園施設長寿命化改築工事その1((株)鈴木園)、コミュニティセンター桜丘会館空調設備等改修工事(機械設備)(原設備工業(株))、市立緑野小学校復旧温度保持除湿工事(機械設備)(西棟)((株)藤田工業)、市立緑野小学校復旧温度保持除湿工事(機械設備)(東棟)((株)藤田工業)、令和6年度舗装修繕工事(その11)(ツチヤ総建(株))、市立文ヶ岡小学校給水設備改修工事(原設備工業(株))。なお、表彰された29件の優秀な工事と事業者名は、市のホーム



産業人を表彰

☎(260)5135 産業活性課

昨年11/21、優良従業員や技能功労者などを表彰しました。各分野の受賞者は次のとおりです(順不同・敬称略)／**優良小売店舗**▶ジーンズショップ ルック(衣類小売業)、(株)大矢商店(酒類小売業)／**優良工場**▶(株)長谷川製作所本社大和工場(機械加工部品製造業)／**健康企業**▶(株)アート1(金属表面処理業)、五十鈴中央(株)大和サービスセンター(鋼板加工製造業)。その他商工優良従業員31人、技能功労者6人、優秀技能者6人。



4/1から自転車の違反に「青切符」が適用

☎(260)5118 市民生活あんぜん課

近年、自転車の違反行為による事故が増えていることから、16歳以上を対象に「青切符(交通反則通告制度)」での取り締まりが導入されます。違反者は、基本的には指導警告をされますが、ながらスマホや信号無視など重大な事故につながる違反行為や、警告に従わずに違反行為を続けたときは、「青切符」の対象になります。同制度の導入により、自動車と同様、違反行為に対して反則金を納付すれば刑事手続きが免除されます。自転車の交通違反をしないよう、自転車の基本的なルール「自転車安全利用五則」を守りま



事業者の法定調書、給与支払報告書の提出はお早めに

令和7年分法定調書(源泉徴収票、支払調書および合計表)は大和税務署へ、給与支払報告書は市役所市民税課へ、いずれも2/2(月)までに提出してください。提出期限間際になると窓口が大変混雑します。早期提出にご協力ください。法定調書は、所定の手続きをしたうえで、インターネットを利用したe-Tax(国税電子申告・納税システム)での送信またはCD、DVDなどの光ディスク等の送付により提出することもできます／**給与支払報告書の提出などにeLTAX(地方税ポータルシステム)が利用できます**▶市役所に提出する給与支払報告書、特別徴収に係る給与所得者異動届出書、退職所得に係る納入申告書などは、インターネットを利用したeLTAXで提出することができます。詳しくはeLTAXのホームページをのらんください／**eLTAXから源泉徴収票のデータも一括で送信できます**▶税務署に提出が必要な、源泉徴収票の電子申告(e-Tax)用のデータも同時に作成できます。一括して送信することで、給与支払報告書は市町村に、源泉徴収票は国税庁にそれぞれ提出されます**☎法定調書、e-Taxについて**▶大和税務署☎(262)9411／**給与支払報告書、eLTAXについて**▶市役所市民税課☎(260)5232～4。



社会保険料控除の参考資料を送付

社会保険料控除の対象となり、確定申告などに必要な国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付済額を1月下旬にはがきで送付します。今回送付するのは昨年1月～12月に納付が確認できた金額です**☎国民健康保険税を納付した人、後期高齢者医療保険料を普通徴収で納付した人****☎国民健康保険税について**▶市役所保険年金課☎(260)5114／**後期高齢者医療保険料について**▶同保険年金課☎(260)5122。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のための実態調査

☎(260)5611 人生100年推進課
☎(260)5168 介護保険課

市は、令和9年度からの3年間における高齢者の保健福祉施策や介護保険事業の見込みなどを、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第10期)」として来年度に策定する予定です。高齢者の生活の現状や介護サービスの利用状況などを把握して同計画に反映させるため、アンケート調査を実施します**☎2月上旬****☎無作為抽出した①要介護(支援)認定を受けていない65歳以上の市内在住者、②要介護(支援)認定を受けている市内在住者(総合事業対象者を含む)など、③介護保険サービ**

スを提供している市内事業者／**調査方法**▶郵送。※調査結果をほかの目的に利用することはありません。

児童扶養手当を支給

☎(260)5608 こども総務課

児童扶養手当は、母子・父子家庭などいわゆる「ひとり親家庭」の生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図るための手当です。手当を受けるには申請が必要です。また、一定以上の所得がある場合や公的年金(遺族年金・障害年金など)を受けられる場合は、手当の全部または一部を受給できないことがあります。詳しくはお問い合わせください／**支給対象者**▶次の「対象となる児童」の監護などをしている母、父または養育者(監護とは、児童を監督し保護すること)／**対象となる児童**▶18歳に達する日以後の最初の3/31を経過しておらず(政令で定める程度の障害の状態にある場合は20歳未満)、かつ次のいずれかに該当する児童／①父母が婚姻(事実婚含む)を解消した、②父または母が死亡した、③父または母が政令の定める程度の障害の状態にある、④父または母の生死が明らかでない、⑤父または母から1年以上遺棄されている、⑥父または母が裁判所からDV保護命令を受けた、⑦父または母が1年以上拘禁されている、⑧婚姻しないで生まれた、⑨父母ともに不明である(孤児など)。

修学資金などをお貸しします

☎(260)5608 こども総務課

県は、ひとり親家庭などの子が高校や大学などで学ぶための修学資金や就学支度資金(入学に必要な資金)をはじめ、ひとり親家庭などの経済的自立や子どもの福

祉の向上を図るための資金を貸し出しています。詳しくはお問い合わせください。

就学通知書を発送します

☎(260)5208 学校教育課

令和8年度新入学児童・生徒の保護者宛てに、小・中学校就学通知書を1月下旬に送付します。これは、住民登録地を基準に、入学する学校をお知らせするものです。入学に必要ですので、大切に保管してください。※国立・私立の小・中学校または、県立中等教育学校に入学する場合は手続きが必要です。その学校の入学承諾書と通通知書を市教育委員会学校教育課へ持参してください。※市内在住の外国籍の子で、市内小・中学校への入学を希望する場合は、同課へお問い合わせください。※指定された小・中学校を保護者の申し出により変更できる場合があります。詳しくはご相談ください。

書き損じはがきなどの寄附にご協力ください

☎(260)5633 大和市社会福祉協議会

市社会福祉協議会は、書き損じや未使用はがき・切手の寄附を募っています。お寄せいただいたはがきなどはこれまでに23万枚を超え、ボランティア活動の振興など、地域福祉活動の財源となっていま

「市民の掲示板」「サークル会員募集」

☎(260)5313 広報課

市民が公共施設で実施するイベントやサークルに関する情報を掲載しています。情報は、原則として毎月末日に更新しています。



市民の掲示板 サークル会員募集

大和市は自主財源を確保するため、「広報やまと」に広告を掲載しています。

「広報やまと」に掲載する広告を随時募集しています。詳しくは市のホームページをのらんください。**☎広報課☎(260)5313**

